

新	旧
<p>五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整方針</p> <p>(1) 都市地域と農業地域とが重複する地域</p> <p>ア 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と農用地区域とが重複する場合 農用地としての利用を優先するものとします。</p> <p>イ <u>市街化調整区域と農用地区域以外の農業地域とが重複する場合</u> <u>原則として、農用地としての利用を優先しますが、農用地としての利用の現況に留意しつつ、農業上の利用との調整を図りながら、特定の場合において都市的な利用を認めるものとし、無秩序な市街化は抑制するものとします。</u></p> <p>ウ <u>非線引き都市計画区域における用途地域以外の都市地域と農用地区域以外の農業地域とが重複する場合</u> 原則として、農用地としての利用を優先しますが、土地利用の現況に留意しつつ、農業上の利用との調整を図りながら、都市的な利用を認めるものとします。</p> <p>(2) 都市地域と森林地域とが重複する地域</p> <p>ア 都市地域と保安林の区域とが重複する場合 保安林としての利用を優先するものとします。</p> <p>イ 市街化区域又は用途地域と保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合 原則として、都市的な利用を優先しますが、森林の諸機能の保全、整備に努めるものとします。</p>	<p>五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整方針</p> <p>(1) 都市地域と農業地域が重複する地域</p> <p>ア 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と農用地区域が重複する場合 農用地としての利用を優先するものとします。</p> <p>イ 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と農用地区域以外の農業地域が重複する場合 原則として、農用地としての利用を優先しますが、土地利用の現況に留意しつつ、農業上の利用との調整を図りながら、都市的な利用を認めるものとします。</p> <p>(2) 都市地域と森林地域が重複する地域</p> <p>ア 都市地域と保安林の区域とが重複する場合 保安林としての利用を図るものとします。</p> <p>イ 市街化区域又は用途地域と保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合 原則として、都市的な利用を優先しますが、森林の諸機能の保全、整備に努めるものとします。</p>

新	旧
<p>ウ <u>市街化調整区域と保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合</u> <u>原則として、森林としての利用を優先しますが、森林としての利用の現況に留意しつつ、森林としての利用との調整を図りながら、特定の場合において都市的な利用を認めるものとし、無秩序な市街化は抑制するものとします。</u></p> <p>エ <u>非線引き都市計画区域における用途地域以外の都市地域と保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合</u> <u>原則として、森林としての利用を優先しますが、森林としての利用の現況に留意しつつ、森林としての利用との調整を図りながら都市的な利用を認めるものとします。</u></p> <p>(3) 都市地域と自然公園地域とが重複する場合 ア <u>市街化区域及び用途地域と自然公園地域とが重複する場合</u> <u>原則として、都市的な利用を優先しますが、自然公園としての機能をできる限り維持するよう調整を図るものとします。</u></p> <p>イ <u>市街化区域及び用途地域以外の都市地域と自然公園地域とが重複する場合</u> <u>自然公園としての保護及び利用を優先するものとします。</u></p>	<p>ウ <u>市街化区域及び用途地域以外の都市地域と保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合</u> <u>原則として、森林としての利用を優先しますが、森林としての利用の現況に留意しつつ、森林としての利用との調整を図りながら都市的な利用を認めるものとします。</u></p> <p>(3) 都市地域と自然公園地域とが重複する場合 ア <u>市街化区域及び用途地域と自然公園地域とが重複する場合</u> <u>原則として、都市的な利用を優先しますが、自然公園としての機能をできる限り維持するよう調整を図るものとします。</u></p> <p>イ <u>市街化区域及び用途地域以外の都市地域と特別地域が重複する場合</u> <u>自然公園としての保護及び利用を図るものとします。</u></p> <p>ウ <u>市街化区域及び用途地域以外の都市地域と特別地域以外の自然公園地域とが重複する場合</u> <u>自然公園としての保護及び利用を優先するものとします。</u></p>

新	旧
<p>(4) 都市地域と自然保全地域とが重複する場合 自然環境の保全を優先するものとします。</p> <p>(5) 農業地域と森林地域とが重複する場合 ア 農業地域と保安林の区域とが重複する場合 保安林としての利用を優先するものとします。</p> <p>イ 農用地区域と保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合 原則として、農用地としての利用を優先するものとしますが、農業上の利用との調整を図りながら、森林としての利用を認めるものとします。</p> <p>ウ 農用地区域以外の農業地域と保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合 原則として、森林としての利用を優先するものとしますが、森林としての利用との調整を図りながら農業上の利用を認めるものとします。</p> <p>(6) 農業地域と自然公園地域とが重複する地域 ア 農業地域と特別地域とが重複する場合 自然公園としての保護及び利用を優先するものとします。</p>	<p>(4) 都市地域と自然保全地域とが重複する場合 <u>ア 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と特別地区が重複する場合</u> <u>自然環境の保全を図るものとします。</u></p> <p><u>イ 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と特別地区以外の自然保全地域とが重複する場合</u> <u>自然環境の保全を優先するものとします。</u></p> <p>(5) 農業地域と森林地域が重複する場合 ア 農業地域と保安林の区域とが重複する場合 保安林としての利用を優先するものとします。</p> <p>イ 農用地区域と保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合 原則として、農用地としての利用を優先するものとしますが、農業上の利用との調整を図りながら、森林としての利用を認めるものとします。</p> <p>ウ 農用地区域以外の農業地域と保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合 原則として、森林としての利用を優先するものとしますが、森林としての利用との調整を図りながら農業上の利用を認めるものとします。</p> <p>(6) 農業地域と自然公園地域とが重複する地域 ア 農業地域と特別地域が重複する場合 自然公園としての保護及び利用を優先するものとします。</p>

新	旧
<p>イ 農業地域と特別地域以外の自然公園地域とが重複する場合 原則として、自然公園としての保護及び利用を優先するものとし ますが、自然公園としての保護及び利用との調整を図りながら 農業上の利用を認めるものとしします。</p> <p>(7) 農業地域と自然保全地域とが重複する場合 ア 農業地域と特別地区とが重複する場合 自然環境の保全上支障のある農業上の利用は認めないものとし ます。</p> <p>イ 農業地域と特別地区以外の自然保全地域とが重複する場合 原則として、自然環境の保全を優先するものとししますが、自然環 境の保全との調整を図りながら農業上の利用を認めるものとしま す。</p> <p>(8) 森林地域と自然公園地域とが重複する場合 自然公園としての保護及び利用に配慮し、両地域の調整を図っ ていくものとしします。</p> <p>(9) 森林地域と自然保全地域とが重複する場合 自然環境の保全に配慮し、両地域の調整を図っていくものとし ます。</p>	<p>イ 農業地域と特別地域以外の自然公園地域とが重複する場合 原則として、自然公園としての保護及び利用を優先するものとし ますが、自然公園としての保護及び利用との調整を図りながら 農業上の利用を認めるものとしします。</p> <p>(7) 農業地域と自然保全地域とが重複する場合 ア 農業地域と特別地区とが重複する場合 自然環境の保全上支障のある農業上の利用は認めないものとし ます。</p> <p>イ 農業地域と特別地区以外の自然保全地域が重複する場合 原則として、自然環境の保全を優先するものとししますが、自然環 境の保全との調整を図りながら農業上の利用を認めるものとしま す。</p> <p>(8) 森林地域と自然公園地域とが重複する場合 自然公園としての保護及び利用に配慮し、両地域の調整を図っ ていくものとしします。</p> <p>(9) 森林地域と自然保全地域とが重複する場合 自然環境の保全に配慮し、両地域の調整を図っていくものとし ます。</p>